

隔月刊

2018
7

KIZUNA
no
“WA”

絆の輪

kcw

税理士法人 絆

事務所通信 vol.163



写真:ピレネー山中にあるアンドラ公国

『ピレネー山脈絶景の旅』 ～二度といけない旅シリーズ～

いよいよ熊本の夏がやってまいりました。皆様におかれましては、ご健勝にお過ごしのこととお慶び申し上げます。今年も、恒例の“二度といけない旅”を6月初旬に挙げてまいりました。私の職業柄、年明け早々から5月一杯はひたすら仕事に精をだし、6月～8月はホッとできる時季です。その第一弾として今年も、フランスとスペインの国境にそびえるピレネー山脈縦断の旅に挑みました。福岡空港からモンゴルの大平原や、初夏とはいえ真っ

白い雪に覆われたロシアの上空を飛ぶこと10時間半。ヘルシンキ空港は北欧の夏を楽しむ世界中からの旅行者で溢れておりました。飛行機を乗り換え、さらにヨーロッパ大陸の上を4時間かけてバルセロナに到着し一泊。翌日からピレネー山脈沿いに、スペインとフランスを行ったり来たりしながら大西洋岸のサンセバスチャンを目指す往復1200キロのバスの旅。途中、人口8万人の**アンドラ公国**では名物のキノコ料理に舌鼓をうち、タックスハイブンのショッピングも体験。翌日は今回の旅の目玉、カトリックの聖地**ルルドの奇跡の泉**へ。(奇跡の泉の水を汲み、お土産に持ち帰りました)3日目にはいよいよピレネーに挑戦、と言ってもロープウェイで約3000Mまで上り冬の寒さと雪景色を体験。(数年前に体験したペルーのチチカカ湖(3900M)よりも空気は濃いようでした!?)今年もEUの国々でしたので国境をほとんど意識することなく、

バスク料理をはじめ行く先々のおいしい料理とワインを堪能しながら、平穏無事な旅を楽しむことができました(*^。^*)

皆様のご健勝と事業の益々のご繁栄を祈念申し上げます。

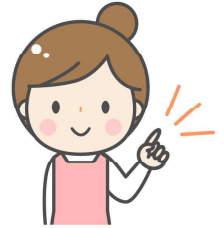


平成30年7月1日

代表 隈部幸一

新しくなった「配偶者控除・配偶者特別控除」について

平成 30 年から配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されています。
 38 万円の配偶者控除を受けるための配偶者の給与収入上限が 103 万円以下であるため、『103 万円の壁』と呼ばれていることはご存知の方も多いかもかもしれません。
 今回の改正でどのように変わったのかまとめてみたいと思います。
 (夫婦ともに給与収入のみのケースで説明しています)



【平成 30 年からの変更点】

- ① 所得控除額 38 万円の対象となる配偶者の給与収入上限が 150 万円に引き上げられました。
 配偶者控除の変更はありませんが、配偶者特別控除の範囲が拡大されています。配偶者の給与収入が 103 万円超から 150 万円以下の範囲であれば、納税者は配偶者特別控除として 38 万円の所得控除を受けられるようになりました。また、配偶者の給与収入が 150 万円超から 201 万円までは、段階的に減少しますが所得控除を受けることができます。
 つまり『103 万円の壁』がなくなったという事です。
- ② 納税者本人の所得に制限が設けられました。
 下記の表を見て頂くと分かりますが、納税者本人の給与収入が 1,120 万円以下の場合、所得控除の上限は 38 万円ですが、給与収入が上がると段階的に控除額が減ってしまいます。1,220 万円を越えた時点で配偶者控除・配偶者特別控除が受けられなくなります。

【平成30年分以後の配偶者控除及び配偶者特別控除(所得税)】

(単位:万円)

		配偶者の給与収入(合計所得金額)											
		配偶者控除		配偶者特別控除									
		70歳以上	70歳未満	~150	~155	~160	~167	~175	~183	~190	~197	~201	201~
		~103 (~38)	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)
(納税者の合計所得金額)	~1,120 (~900)	48	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	-
	~1,170 (~950)	32	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	-
	~1,220 (~1,000)	16	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	-
	1,220~ (1,000~)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

参考資料:財務省ウェブサイトパンフレット

【変更後の注意点】

『103 万円の壁』がなくなり『150 万円の壁』になったように感じます。しかし、例えば配偶者の給与収入が 130 万円(一定の条件での働き方の場合は 106 万円)を超えてしまった場合、ご自身で社会保険に加入しなければなりません。その負担額を考慮すれば、給与収入は増えたが手取りは減ったというような現象が起きてしまいます。また、配偶者自身に所得税が課税されたり、納税者のお勤め先の配偶者手当の対象外になってしまうことなども考えられます。

詳しくは弊社監査担当者までお尋ねください。



渡邊崇茂

株式会社ナルミアドバンス cocode リフォーム様

今年、創業 40 周年を迎えられる株式会社ナルミアドバンス様をご紹介します。先代の澤村得次会長がマネキンリース業として立ち上げられた株式会社ナルミマネキンを、澤村和廣社長が引き継がれ、社名をナルミアドバンスに変更。業態も内装工事業にシフトされています。

昨年には、cocode リフォームと F C 契約を結び、熊本市健軍に住宅の水回り商品（バス・トイレ・キッチン等）を主としたショールームをオープンされました。

全国展開している cocode リフォームならではの、多くの情報・知識・経験を享受でき、水栓の交換から増築、新築、特殊工事の沈下修正、曳家など家のことは何でも相談できます。現在は、多くの住宅設備メーカーがあり、商品、工法、素材など、どれを選んでよいか迷います。そんな時は、知識と経験豊かな cocode リフォームの従業員さんが懇切丁寧にライフスタイル、希望、予算にあった商品を提案してまいります。今までよりも、よりよい住環境にしたい方は、ぜひ cocode リフォームさんにご相談ください。



全国30店舗拡大中
ココデ
CoCode★リフォーム
〒862-0911 熊本市東区健軍2丁目18-30 TEL.096-273-8781
FAX.096-273-8782 OPEN 10:00~CLOSE 18:00 定休日:水曜日
フリーダイヤル
0120-763-505
ココデリフォーム 検索
http://www.cocode-reform.com
建設業許可 熊本県知事許可 般-24 第17332



島田英子

Seminar information

つみたて NISA について学びました！

弊社では毎月第一営業日に職員向けの研修を行っております。

内容は税法、事業承継、保険など多岐にわたります。

6月は肥後銀行様より「つみたて NISA」についての研修をして頂きました。

個人の確定申告を請け負いますと、お客様は様々な金融商品をお持ちですが、申告を請け負う側は運用したことがなかったりします。

今回はわかりやすく「つみたて NISA」の説明をして頂き、ばっちりイメージできました。

そして①ファンド(複数の銘柄を組み合わせたパッケージ)に投資するとリスクが分散できる ②少額から始められる・・・などなど特徴がわかりました。

投資には興味がありませんでしたが、これなら出来るかもしれない、と感じた内容でした。



～弊社主催のセミナーについて～

6/13(水)に開催しました「またあなたに会いたくなる おもてなしセミナー」は満員のためお断りするお客様もございました。参加者からは「マナーとおもてなしの違いを理解できた」、「おもてなしの心構えとそのためのステップを教えてもらったので自社で活かしていきたい」などのお声を頂いております。

次回は9/26(水)に「自分と会社のファンをふやす 電話対応」セミナーを開催します。

こちらは電話対応の初心者からでも学べるセミナーです。ぜひご検討ください！

また、恒例の「脱☆どんぶり経営宣言」や「医療法人設立セミナー」も開催予定です。

詳しくは別紙をご覧くださいませ。



寺本由花子

経営力向上計画の策定支援



中小企業等経営強化法にもとづく経営力向上計画をご存知でしょうか。

中小企業が人材育成、コスト管理、設備投資などでマネジメント力のアップを行うための計画で事業別の主務大臣に申請し認定を受けることにより、税制面や資金調達面で様々なメリットを受けることができる制度です。

【対象者】 ※資本金や従業員の数によっては対象とならない場合があります。

個人事業主、会社、企業組合、協業組合等、一般社団法人、医業を主たる事業とする法人、歯科医業を主たる事業とする法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人

【認定を受けるメリット】

1.経営力向上計画に基づき購入した設備にかかる固定資産税が、3年間半額になります。

⇒市町村によっては、3年間免税になる可能性があります。(2020年度末まで)

2.法人税・所得税について即時償却または取得価額の10%（または7%）の税額控除を受けることができます。

(2018年度末まで)

3.賃上げをした場合の税制優遇である所得拡大税制の上乗せがあります。

⇒最大で25%の税額控除が可能に。(2021年までに開始する事業年度)

4.日本政策金融公庫からの設備資金の借入について、0.9%金利が引き下げられます。

5.商工中金から低金利の融資を受けることが可能です。

6.各種補助金の加点項目になる可能性があります。

7.その他 M&A の際に発生する登録免許税・不動産取得税の軽減など

詳細は監査担当者までご確認ください。策定にあたっては経営革新等支援機関である我々がサポートさせていただきます。



高木 誠

☕ Coffee Break

サンダルからチラッと♡



サンダルの季節がやってきました。季節柄、フットネイルを意識される人も多いのではないのでしょうか。

私もフットネイルを楽しんでいる一人で、カラーやデザインはいつも完全お任せです。今はクールで大人っぽいネイビーと柔らかで優しいアーモンドピンクの組み合わせが相性抜群でカッコ可愛く、とても気に入っています。

自分で色やデザインを選ぶ楽しみ方もあるかもしれませんが、私は次は何色を選んでくれるんだろうと考えるとワクワクドキドキします！

サンダルから素敵なネイルが見えれば、テンションも上がり、何度でも足元を見たくなくなってしまいます。今の季節だからこそ、フットネイルを存分に楽しみたいと思います。



大坂間美和



NEW Kizuna's Info

研修旅行のお知らせ

7月10日(火)～14日(土)まで研修旅行の為、留守番電話にて対応させていただきます。また、研修期間中は携帯もつながりにくい状態となります。不在時の問い合わせにつきましては、戻り次第、担当者よりご連絡致します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

職員募集中

税理士法人絆と一緒に働いてくださる職員を随時、募集しております。会計事務所での仕事のご経験がある方やご興味のある方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください。お待ちしております。

〒860-0816 熊本市中央区本荘町 719
☎096-363-4520 <http://www.kizuna-tax.jp>